

# 保安規定に係る事業者の検討状況について

原子力エネルギー協議会  
2019年5月27日

# 保安規定の検討状況（1 / 3）

## 1. 品質マネジメントシステム

- ▶ 原子力施設の設計及び工事から使用までの一貫した品質管理の要求。
- ▶ 保安規定審査基準においては、安全文化醸成のための体制等を統合。等

### <検討状況>

- ✓ 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（以下、品管規則）案を踏まえて、保安規定第2章（品質保証計画）について案を作成。
- ✓ 現行保安規定の「関係法令および保安規定の遵守」及び「安全文化の醸成」の項については、品質保証計画で一本化する方針で検討するとともに、引き続き、最新の品管規則案を踏まえて文案を検討中。

## 2. 施設管理

- ▶ 今回の法改正により原子力施設の設置に係る設計及び工事の活動についても対象となり、施設管理の体系全体を構成するものとして、原子力施設全般に適用。等

### <検討状況>

- ✓ 現状の保安規定における保守管理を施設管理に改め、設計管理及び作業管理において安全のために達成すべき事項を明確にするとともに、新たに法定検査となる使用前事業者検査の実施等を追加した案を作成。

# 保安規定の検討状況（2 / 3）

## 3. 運転管理

- 運転管理について、保安のための業務を体系的に記述すること。
- サーベランスを原則として実条件での性能確認を行うものとする。 等

### <検討状況>

- ✓ 保安のための業務を体系的に記述するために、運転管理業務全般を網羅するような条文を追加した案を作成。
- ✓ サーベランスについて、現状の内容について整理中。

## 4. 放射線管理

- ALARAの考え方にのっとり、放射線業務従事者の被ばく管理を行うこと。 等

### <検討状況>

- ✓ ALARAについては、現状保安規定第1章第2条(基本方針)に記載しているが、保安活動の明確化を図るために「放射線管理」等の個別章にALARAについて記載することを検討中。

# 保安規定の検討状況（3 / 3）

## 5. 運搬・貯蔵・廃棄

- 事業所外運搬・廃棄に係る事業者の活動に対する要求を明確にし、核燃料物質等の運搬全般について定めるよう追記。等

### <検討状況>

- ✓ 発電所から搬出する廃棄体及び海外返還廃棄体について、基準適合（外廃棄規則への適合）の確認行為を明記した案を作成。
- ✓ 安全のために達成すべき事項として、事業所外運搬において基準適合（外運搬規則への適合）の確認行為を明記した案を作成。

## 6. 今後のスケジュール

- 事業者の保安活動に対する規制要求（法、規則、規則解釈、保安措置ガイド等）は2020年4月1日に施行されるため、同日以降はこれに対応する保安活動としなければならない。

- ✓ 2019年中に保安規定変更案の作成を行う。